

全ての人に優しい美術館を目指し

県民・県内企業の皆様からの
寄附を募集します

©隈研吾建築都市設計事務所

- 令和11年度に開館予定の新県立美術館では、年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが安心して美術館活動に参加できる「ユニバーサルミュージアム」として整備を行っています。
- 誰もがストレスなく快適に利用できるよう、展覧会やイベント毎に必要なサポートを行う取組を継続してまいります。
- そのため、この取組を県民、県内企業の皆様から応援していただきたく、寄附を募集します。

● 寄附の具体的な使い道

いただいた寄附は文化芸術振興基金として積み立て、開館後に実施する以下のようなプログラム開発、サービス充実に活用させていただきます。

- 展示品の音声・点字ガイド整備
- 作品やレプリカに触れることができるハンズオン展示
- 子育て世代が参加しやすいファミリーデーの設定
- 外国籍の方に配慮した多言語対応 など



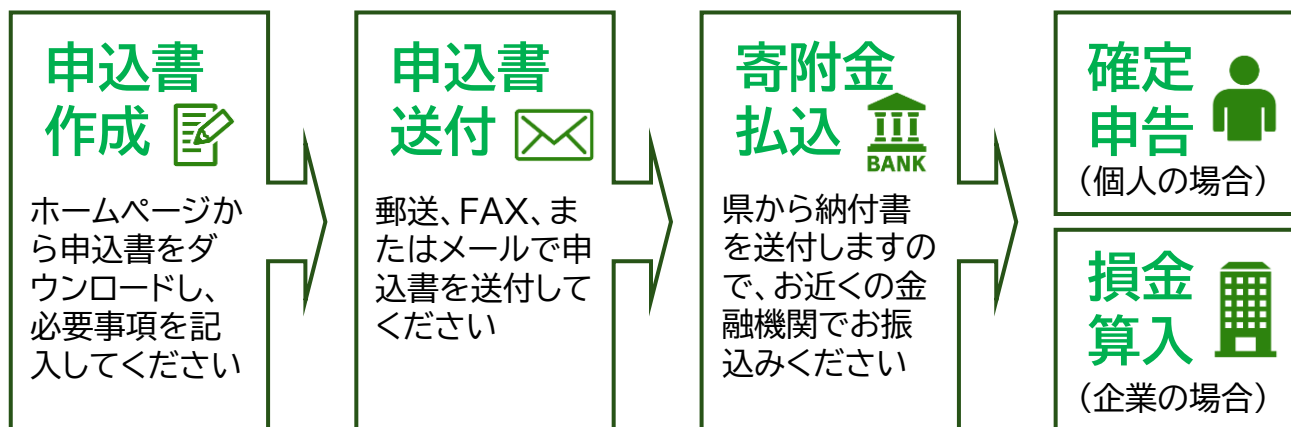
● 寄附のメリット

- C S R** **SDGsの達成**など、福岡県の地方創生の取組みを応援する企業としての**PR**
- 税制優遇** 個人の場合:確定申告により、**所得税、住民税を控除**
企業の場合:寄附金の**全額を損金算入**
- 顕彰** 開館年の1年間、**館銘板、美術館HP**などでご紹介
多額の寄附には、**知事から直接感謝状も贈呈**

- 詳しい内容や申込書のダウンロードは特設サイト「新福岡県立美術館が大濠公園にできるまで」のホームページから！
- ホームページには、開館までの取組やイベントのお知らせ、関係者へのインタビューなど、新しい美術館の情報が満載！！



● 寄附から税控除のまでの流れ



● 税制上の優遇措置

企業の場合

資本金の額に関わらず、全額損金算入することができます。
 ※福岡県外に本社のある企業には企業版ふるさと納税による寄附をご案内しています

個人の場合

所得税	$[\text{寄附金額の合計額} - 2,000\text{円}] \times \text{所得税の税率}$ ※控除の対象となる寄附金額は総所得金額等の40%が上限
個人住民税	①基本控除 $[\text{寄附金額} - 2,000\text{円}] \times 10\%$ ※控除の対象となる寄附金額は総所得額等の30%が上限 ②特例控除 1. $[\text{寄附金額} - 2,000\text{円}] \times [100\% - 10\%(\text{基本分}) - \text{所得税の税率}]$ ※この特例分が住民税所得割額の2割を超えない場合 2. $(\text{住民税所得額}) \times 20\%$ ※この特例分が住民税所得割額の2割を超える場合
相続税	相続または遺贈により取得した財産を申告期限内に一定の要件を満たし寄附した場合、その寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算に算入されません。

ご確認ください

- 税制上の優遇措置を受けるには、所得税の確定申告が必要です。
- 具体的な控除の額は、各担当部署にお問合せください。
 - ・所得税について……………最寄の税務署
 - ・個人住民税について……………お住まいの市区町村税務課
- 県外在住の方には、クラウドファンディング型ふるさと納税による寄附をご案内しています。

● お問合せ・ご相談・申込先

〒812-0044 福岡県福岡市博多区千代1丁目20-31 3F
 福岡県 市町村・地域振興部 文化局 文化政策課 新県立美術館建設室 担当:村上
 TEL:092-260-6761 FAX:092-260-6762
 E-mail:shinkenbi@pref.fukuoka.lg.jp